Ｋ６８８　内視鏡的胆道ステント留置術　11,540点
Ｋ６８９　経皮経肝胆管ステント挿入術　12,270点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
（肝）
Ｋ６９０　肝縫合術　17,400点
Ｋ６９１　肝膿瘍切開術
１　開腹によるもの　11,860点
２　開胸によるもの　12,520点
Ｋ６９１－２　経皮的肝膿瘍ドレナージ術　10,800点
注　挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６９２　肝嚢胞切開又は縫縮術　12,520点
Ｋ６９２－２　腹腔鏡下肝嚢胞切開術　28,210点
Ｋ６９３　肝内結石摘出術（開腹）　28,210点
Ｋ６９４　肝嚢胞、肝膿瘍摘出術　28,210点
Ｋ６９５　肝切除術
１　部分切除　36,340点
２　亜区域切除　46,130点
３　外側区域切除　46,130点
４　１区域切除（外側区域切除を除く。）　49,750点
５　２区域切除　76,210点
６　３区域切除以上のもの　97,050点
７　２区域切除以上であって、血行再建を伴うもの　126,230点
Ｋ６９５－２　腹腔鏡下肝切除術
１　部分切除　59,680点
２　外側区域切除　74,880点
Ｋ６９６　肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術　28,210点
Ｋ６９７　肝内胆管外瘻造設術
１　開腹によるもの　18,810点
２　経皮経肝によるもの　10,800点
Ｋ６９７－２　肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）
１　腹腔鏡によるもの　18,710点
２　その他のもの　17,410点
Ｋ６９７－３　肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
１　２センチメートル以内のもの
イ　腹腔鏡によるもの　16,300点
ロ　その他のもの　15,000点
２　２センチメートルを超えるもの
イ　腹腔鏡によるもの　23,260点
ロ　その他のもの　21,960点
Ｋ６９７－４　移植用部分肝採取術（生体）　72,000点
注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ６９７－５　生体部分肝移植術　145,610点
注１　生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ６９７－６　移植用肝採取術（死体）　86,700点
注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ６９７－７　同種死体肝移植術　193,060点
注　肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（膵）
Ｋ６９８　急性膵炎手術
１　感染性壊死部切除を伴うもの　49,390点
２　その他のもの　28,210点
Ｋ６９９　膵結石手術
１　膵切開によるもの　28,210点
２　経十二指腸乳頭によるもの　28,210点
Ｋ６９９－２　体外衝撃波膵石破砕術（一連につき）　19,300点
注　破砕した膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膵石除去加算として、一連につき１回に限り5,640点を所定点数に加算する。
Ｋ７００　膵中央切除術　53,560点
Ｋ７０１　膵破裂縫合術　22,080点
Ｋ７０２　膵体尾部腫瘍切除術
１　膵尾部切除術（腫瘍摘出術を含む。）の場合
イ　脾同時切除の場合　24,000点
ロ　脾温存の場合　21,750点
２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合　46,880点
３　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合　52,730点
４　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合　55,870点
Ｋ７０２－２　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術　47,250点
Ｋ７０３　膵頭部腫瘍切除術
１　膵頭十二指腸切除術の場合　77,950点
２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合　83,810点
３　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合　83,810点
４　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合　128,230点
Ｋ７０４　膵全摘術　91,990点
Ｋ７０５　膵嚢胞胃（腸）吻合術　28,210点
Ｋ７０６　膵管空腸吻合術　37,620点
Ｋ７０７　膵嚢胞外瘻造設術
１　内視鏡によるもの　18,370点
２　開腹によるもの　12,460点